

令和元年第2回香南斎場組合議会定例会会議録

- 1、招集年月日 令和元年12月24日
- 2、招集の場所 香南斎場会議室
- 3、開 会 午後4時00分
- 4、出席議員 1番 田内 修二 2番 岡本 司
3番 平山 耕三 4番 浜田 憲雄
5番 西川 潔 6番 今田 博明
7番 比与森 光俊 8番 小松 紀夫
9番 溝渕 孝 10番 北本 洋介
- 5、欠席議員 な し
- 6、地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名
組合長 清藤 真司 副組合長 法光院 晶一
会計管理者 井上 由美 監査委員 森 安伸
- 7、職務のため議場に出席した者の職氏名
所長 宮田 稔久 副所長 宮崎 辰己
- 8、会議事件は次のとおりである。
議席の指定
副議長の選挙
会議録署名議員の指名
会期の決定
組合長諸般の報告
(認定第1号) 平成30年度香南斎場組合一般会計決算の認定について
(議案第1号) 香南斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
について
(議案第2号) 香南斎場組合技能職員の種類及び基準を定める条例について
(議案第3号) 香南斎場組合職員定数条例の一部を改正する条例について
(議案第4号) 香南斎場組合職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例について
(議案第5号) 香南斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例の一部を改正する条例について
(議案第6号) 香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の全部改正について
(議案第7号) 香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例につい
て
(議案第8号) 令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算(第1号)について

(同意第 1 号) 監査委員の選任に同意を求めることについて

9、議事経過

北本議長

本日、令和元年第 2 回香南斎場組合議会定例会を招集いたしました。

欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、只今より令和元年第 2 回香南斎場組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、事前に配布してある日程表のとおりです。以下、日程表に従いまして会議を進めます。

日程第 1、議席の指定を行います。

南国市議会選出の浜田議員と西川議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

日程第 2、副議長の選挙を行います。

当組合議会の前副議長は、南国市議会選出の有沢芳郎議員でした。

10 月の南国市議会議員選挙に伴い、現在副議長が欠けた状態ですので、副議長の選挙を行います。

ここで一旦、小休に致します。

(午後 4 時 2 分 休憩)

(午後 4 時 3 分 再開)

小休前に復します。

選挙の方法については、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

副議長に浜田憲雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま私が指名しました浜田憲雄君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、浜田憲雄君が副議長に当選されました。

浜田副議長に就任の挨拶を求めます。

浜田副議長

あらためまして、副議長に推薦をいただきました浜田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

北本議長

ありがとうございました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は会議規則第31条の規定により1番 田内議員、2番 岡本議員をご指名致します。ご両名はご了承願います。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。従いまして会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第5、組合長諸般の報告を行います。清藤組合長。

清藤組合長

本日、令和元年第2回香南斎場組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には年末を控え、何かとご多用のところご出席を賜り、本会議が開会の運びとなりましたことを心よりお礼申し上げます。

さて、令和2年4月からの施行が予定されている会計年度任用職員制度についてですが、当組合でも、職種移行該当者5名の待遇の検討が大詰めに入っております。基本的には香南市の例規や方針に準じてはおりますが、火葬場という特殊な職場であることを勘案し、組合独自の待遇を考慮している次第です。

とりわけ、収骨員 4 名につきましては、現行パートタイムであるところをフルタイムに変更する方向で進めております。これは、かねてより懸案でしたプロパーの収骨員との勤務時間差を解消し、業務内容の統一化を図るためです。本日は、その根拠となる条例ならびに制度移行に基づく既存条例の改正案を提案させていただきます。

また、先日香南市において、人事院勧告に基づく職員給与条例の改定が議会で可決され、職員給料が 4 月に遡及して改定され、また 12 月度における勤勉手当率が引き上げられることとなりました。香南市と給与条例を同じとする当組合におきましても、関連予算を令和元年度補正予算案に計上させていただいております。

本日提出いたしました議案は、

- ・平成 30 年度香南斎場組合一般会計決算の認定について
- ・香南斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- ・香南斎場組合技能職員の種類及び基準を定める条例について
- ・香南斎場組合職員定数条例の一部を改正する条例について
- ・香南斎場組合職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- ・香南斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について
- ・香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- ・令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）について
- ・監査委員の選任に同意を求めることについて

の 10 件でございます。ご審議の程、よろしく願い申上げまして、簡単ではございますが、諸般の報告とさせていただきます。

北本議長

組合長諸般の報告が終わりました。

日程第 6、認定第 1 号「平成 30 年度香南斎場組合一般会計決算の認定について」を議題と致します。

執行部の説明を求めます。井上会計管理者。

井上会計管理者

認定第1号、平成30年度香南斎場組合一般会計決算の認定について

平成30年度香南斎場組合一般会計決算の認定について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年12月24日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

認定第1号、平成30年度香南斎場組合一般会計決算の認定につきまして、決算の概要をご説明いたします。お手元に、「歳入・歳出決算書」と別冊の「決算説明資料、主要施策の成果等報告書」をご準備をお願いします。

それでは、決算書からご説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。

歳入では、収入済額をご報告いたします。

1款、分担金の1項負担金は7,399万9千円。

2款、使用料及び手数料は5,008万7,800円で、うち1項手数料は4,367万9千円、2項使用料は640万8,800円となっています。

3款、財産収入の1項財産運用収入は87万1,659円。

4款、繰越金の1項繰越金は478万3,063円となっています。

5款、諸収入の1項雑入は1,601円。

6款、繰入金はありません。

歳入の合計では、予算現額1億2,733万円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億2,974万3,123円となっております。収入未済額はございません。

2ページをお願いします。歳出では、支出済額を報告いたします。

1款、議会費。1項、議会費は13万5,900円。

2款、総務費。1項、総務管理費は1億2,408万3,870円。

5款、予備費の支出はございません。

以上、歳出合計は、予算現額1億2,733万円に対しまして、支出済額は1億2,421万9,770円となっております。

次に、3ページをお願いします。

先ほど申し上げました歳入・歳出の予算額と決算額をそれぞれ

れ掲載し、歳入歳出の差引残額は、552万3,353円となっております。

4ページから7ページは「歳入・歳出の事項別明細書」になっておりますので、詳細のご確認をお願いいたします。

次に、8ページをお願いします。「実質収支に関する調書」でございます。

「歳入総額」から、「歳出総額」と「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引いたものが、「実質収支額」となります。「翌年度へ繰り越すべき財源」はございませんので、552万3千円の黒字となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

「財産に関する調書」としまして、土地及び建物、物品、基金について記載をしています。それぞれ、29年度末の現在高から、30年度中の増減によります平成30年3月末の現在高となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

10ページの「地方債現在高の状況」につきましては、平成24年度に一般単独事業債の償還が完了しましたので、平成25年度から現在高はございません。

決算書によります説明は、以上で終わります。

続きまして、別冊の「決算説明資料、主要施策の成果等 報告書」に沿ってご説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

Iの一般会計決算は、平成29年度と30年度の決算額を、歳入・歳出総額と形式収支額及び実質収支額の状況などについて、比較、一覧表にしたものです。

IIの款別決算額の状況では、「歳入と歳出の決算額」について款別に29年度と比較しています。

次に2ページをお願いします。

IVの「歳入決算額の状況」について、款別に主なものを説明いたします。

(1)の分担金では、組合市町村負担金が前年度に比べて112万1千円、1.5%減の7,399万9千円となっております。

(2)の使用料及び手数料では、前年度に比べて70万8千円、1.4%増の5,008万8千円となっております。主な要因としましては、組合外の火葬件数31件が増加したことに伴う火葬手数料、和室清掃料および式場等、施設使用料の増加によ

るものです。なお、5ページに記載しております「火葬件数調べ」および6ページの「施設別使用状況調べ」を参照してご確認ください。

(3)の財産収入では、前年度と比べまして84万4千円、3014.3%増の87万2千円となっております。これは、財政調整基金と施設等整備基金の昨年の満期日が、平成30年4月2日であったため、発生した利息の85万3千円が30度会計に計上されたことによるものです。

(4)の繰越金は、前年度に比べて19万5千円、4.3%増の478万3千円となっております。

(5)の諸収入は、前年度に比べて2万4千円、96%減の1千円。

(6)の繰入金は、前年度に続き本年度もございません。続きまして、次に3ページをお願いします。

Vの「歳出決算額の状況」につきまして、款別に歳出の主なものをご説明いたします。

(1)の議会費では、前年度に比べて2万5千円、22.5%増の13万6千円となっております。主な要因は、議会開催回数増によるものです。

(2)の総務費は、前年度に比べて16万3千円、1.0%減の1億2,424万7千円となっております。内訳を性質別に申し上げます。

①の人件費では、41万7千円の増となっております。内容は、正職員3名の定期昇給および勤勉率の改定による給料等の増額46万円と、嘱託職員5名の報酬額24万9千円の減額、また新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「特定接種管理システム」への登録義務による産業医委嘱にかかる報酬24万円の増額などによるものです。

②の物件費では、197万6千円減となっており、主な要因としましては、財務会計システムの更新業務として299万7千円増額したものの、新地方公会計制度対応支援業務委託料の308万9千円、火葬炉改修コンサル業務料183万6千円などが減額したことなどによるものです。

③の維持補修費では、前年度に比べて701万9千円増となっており、主な要因としましては、火葬炉設備補修工事の562万7千円が減額となったものの、車寄せ庇・パネル等防水補

修工事 9 9 5 万 8 千円、自動ドア改修工事 1 1 5 万 5 千円が増額となったことなどによるものです。

④の普通建設事業費では、掲示板設置工事 2 8 万 7 千円、地震速報装置設備工事 2 4 万 8 千円が増となりましたが、29 年度の放送・モニター設備改修工事 4 4 8 万 5 千円が減額されておりますので、昨年度に比べて 3 9 5 万円の減額となっています。

⑤の施設等 整備基金および財政調整基金への積立金につきましては、1 6 4 万 7 千円減の 1, 4 3 5 万 3 千円となっています。(1)の施設整備基金は、1 2 0 万円減の 1, 0 8 0 万円で、(2)の財政調整基金は、4 4 万 7 千円減の 3 5 5 万 3 千円となっています。

次に 4 ページをお願いします。

上のグラフは歳入の決算額を款別の構成比で表したもので、下のグラフは、歳出の決算額を款別の構成比で表したものです。

5 ページをお願いします。

この表では、火葬件数調べとしまして、「構成組合」と「組合外」の自治体別に、平成 26 年度から 30 年度までの火葬件数の推移について、一覧表にしたものです。

次の 6 ページでは、斎場の施設別使用状況としまして、「構成組合」と「組合外」の自治体別に、平成 29 年度と平成 30 年度の使用状況を一覧表にしております。

次の 7 ページと 8 ページでは、平成 30 年度の主要な歳出項目の状況を記載しております。

まず、①は火葬炉の補修工事費について、過去 5 年間、平成 26 年度から 30 年度までの実績を一覧表にしたものです。

8 ページの②では、灯油代および電気料について、過去 5 年間、平成 26 年度から 30 年度までの実績を一覧表にし、下の棒グラフでは、灯油代および電気料と火葬件数についての推移を表しています。ご確認をよろしくをお願いします。

以上で、平成 30 年度決算の概要説明とさせていただきます。

北本議長

続けて監査報告をお願いします。森監査委員。

森監査委員

では、2 ページをご覧ください。

令和元年度香南斎場組合歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 30 年度香南斎

場組合歳入歳出決算ならびに関係帳簿と諸書類を審査した結果の意見は下記のとおりでございます。

記1、審査の日時は令和元年10月29日火曜日でした。

記2、審査の場所は香南斎場会議室でございました。

記3、審査の対象となった決算および帳簿・書類は、平成30年度香南斎場組合歳入歳出決算関係帳簿・書類です。

4、審査の総括的意見といたしましては、一般会計の予算額、および収入・支出済額は予算書ならびに出納簿により、出納証拠書類の内容について審査の結果、関係書類は良好に整理されており、計数的にも明確であり正当であると認めました。

令和元年10月29日。香南斎場組合組合長、清藤真司殿。

香南斎場組合監査委員、神崎隆代。同、監査委員森安伸。

以上で報告を終わります。

北本議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第1号「平成30年度香南斎場組合一般会計決算の認定について」は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって、認定第1号「平成30年度香南斎場組合一般会計決算の認定について」は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第1号「香南斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について」から日程第12、議案第6号「香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について」までの6議案につきましては、地方公務員法の改正に関連する条例の整備でありますので、一括議題として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、執行部の説明を求めます。宮崎副所長。

宮崎副所長

議案第1号から第6号まで、続けてご説明いたします。

議案第1号、香南斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について。

香南斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を提出する。

令和元年12月24日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

この条例は、来年の令和2年4月からの会計年度任用職員の導入に関する会計年度任用職員の給与各種、手当等を定めるための条例の整備でございます。

内容といたしましては、基本的には去る12月の20日付けで香南市で議決されました「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を準用しておりますが、ただ1点、宿直手当という香南市にはなく当組合独自で発生する手当がありますので、手当の条例についてのみ別途追加で書かせてもらっています。

条例の中身は、第1条「趣旨」として、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めると。

第2条においては会計年度任用職員の給与の種類を書いていると。

第3条は、「その他」として、前条に定めるもの以外につきましては、「香南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の例によると、それを準用するものとしています。

附則。

1、この条例は令和2年4月1日から施行する。

2として、「経過措置」。これは現給保障について書いております。

続けて議案第2号を説明させていただきます。

議案第2号、香南斎場組合技能職員の種類及び基準を定める条例について。

香南斎場組合技能職員の種類及び基準を定める条例を提出する。

令和元年12月24日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

この条例につきましては、会計年度任用職員制度の導入に関して、当組合は技能職員がおります。炉の作業員の職種を定めた条例を今のところ持っておりません。現在、当組合には常勤・非常勤を問わず技能職員の職種を定める条例がございませんでしたので、会計年度任用職員への移行を予定しております非常勤の炉前作業員、収骨骨上げの職員 4 名は、令和 2 年度より「会計年度任用技能職員」という職種となりますので、当条例を定めることで、その根拠とするものです。

条例の内容は、基本的に香南市のものを準用しておりますが、先の議案 1 号と同様に、宿直手当という当組合独自の賃金がありますので、手当の種類については別途定めております。

この条例を定めることによって、既におりますプロパー、正規の炉前作業員の給与の種類及び基準につきましても、この条例が根拠条例ということになります。

この現場職員に対する条例につきましても、附則として、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

続けて議案第 3 号を説明させていただきます。

議案第 3 号、香南斎場組合職員定数条例の一部を改正する条例について。

香南斎場組合職員定数条例の一部を改正する条例についてを提出する。

令和元年 12 月 24 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

この議案第 3 号からは後ろの方につけております新旧対照表と一緒に見ていただけたら非常に分かりやすいと思います。

これは、一般職の職員の定数を定める条例ですが、従来のみまでありますと「一般職の職員」の中に「会計年度任用職員」・「臨時職員」・「再任用職員」も含むことになってしまいますので、「これらを職員定数にはカウントしない」という趣旨の文言を追加することで対応するものです。

実際には、香南斎場組合職員定数条例(平成 3 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「一般職の職員」の次に「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項各号に掲げる職員である者、同法第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づく臨時の職を占める者及び同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める

者を除く。)」を加える、と。

附則。この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして議案第 4 号にまいります。7 ページになります。

議案第 4 号、香南斎場組合職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

香南斎場組合職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 12 月 24 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

香南斎場組合職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

香南斎場組合職員の給与及び旅費に関する条例（平成 3 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名中「香南斎場組合職員」を「香南斎場組合一般職の職員」に改める。

第 1 条中「香南斎場組合職員」を「香南斎場組合一般職の職員」に改める。

附則。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

これですが、職員の給与及び旅費について定める条例ですが、この題名ならびに第 1 条にある「職員」という文言を「一般職の職員」と改める必要があります。

理由としましては、議案第 2 号でプロパー、正職の炉前作業員における給与等についての根拠が、そちらの、第 2 号議案に移行することになるためです。

従いまして、本条例が従来「職員」という表現のままですと、プロパーの技能職員の給与等の根拠条例がどちらに属するか曖昧になってしまいますので、このたび、本条例のタイトル及び第 1 条を「一般職の職員」と改めることで、一般事務職と技能職員を明確に区別するものです。

続いて議案第 5 号、8 ページに行きたいと思います。

議案第 5 号、香南斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

香南斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 12 月 24 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

香南斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

香南斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 25 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「嘱託員その他の非常勤の職員」を「その他の非常勤の職員」に改める。

附則。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

これは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等について定める条例ですが、本条例の第 2 条に「嘱託員」という文言があります。「嘱託員」は現在の「非常勤炉前作業員」および「所長職」が該当しますが、令和 2 年 4 月の地公法改正施行後は「嘱託員」はなくなりますので、この文言を条文から削除するものです。

続いて議案第 6 号、香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について。

香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を提出する。

令和元年 12 月 24 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例。

香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 22 年条例第 1 号）の全部を改正する。

第 1 条 香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関しては、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年香南市条例第 39 号）の例によるものとする。

これは今ある条例を全部改正するもので、香南市の非常勤の条例の例によるものにするという、全て入れ替えるものです。

附則。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以上、第 1 号議案から第 6 号議案まで説明させていただきました。

北本議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 号「香南斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について」は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって議案第 1 号「香南斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について」は原案のとおり認定されました。

つづいて、議案第 2 号「香南斎場組合技能職員の種類及び基準を定める条例について」は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第 2 号「香南斎場組合技能職員の種類及び基準を定める条例について」は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第 3 号「香南斎場組合職員定数条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号「香南斎場組合職員定数条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第 4 号「香南斎場組合職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第 4 号「香南斎場組合職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第 5 号「香南斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第 5 号「香南斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第 6 号「香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について」は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第 6 号「香南斎場組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について」は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 7 号「香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

執行部の説明を求めます。宮崎副所長。

宮崎副所長

議案第 7 号についてご説明いたします。

議案第 7 号、香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について。

香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年 12 月 24 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例
香南斎場管理及び運営に関する条例（平成 3 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表が続いてありますが、これは火葬料をはじめとする施設の使用料及び手数料のうち、組合外の料金を改訂するものであります。平成 26 年 4 月に消費税増税時は、料金改定を見送りま

した。火葬炉の燃料である灯油代や電気料等の増加への対応と、それからお隣の高知市斎場の大人火葬料金が、市内 2 万円に対して市外 7 万円のというところでありますので、そこらへの料金設定も考慮に入れた結果ですね、香南斎場の構成団体、組合内の方へは影響のない組合外の料金を、別表にありますとおり改定します。

現行の 6 万を 7 万へ、組合外…新旧対照表のほうで確認していただけたらと思いますが、今回組合内に対して、3.5 倍としております。式場のお通夜の使用料 4 万円であったのを 6 万円。それから式場告別式 5 万円であったのを 6 万円。それから待合室、有料の和室の待合室 4 千円であったのを、2 時間以内 6 千円というところではあります。それから有料待合室ですが、超過の項目が改正前はありましたが、実際に和室待合室を超過して使わせるということは今の運営管理からいいますと合っていないと。骨上げの準備ができましたら、館内放送されましたら、そのまま速やかに骨上げにいていただくということですので、こちらで、2 時間で追加でというような運用は実際できないということで、その部分はらせていただきました。

以上です。

北本議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 7 号「香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって議案第 7 号「香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 8 号「令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題と致します。

執行部の説明を求めます。宮田所長。

宮田所長

議案第 8 号、令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）について。

令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 12 月 24 日提出、香南斎場組合組合長、清藤真司。

予算書の 1 ページをお願いします。

令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 4 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2, 3 2 0 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和元年 12 月 24 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

補正の説明は、歳入歳出予算事項別明細書で行いますので、6 ページをお願いします。

「歳入」の 2 款 1 項 1 目 1 節の「火葬手数料」の 3 8 0 万円の増額、及び 2 節「和室清掃料」9 万 9 千円の増額は、1 1 月末実績による件数の増加に伴う増額です。

2 款 2 項 1 目 3 節の「霊安室使用料」は、7 万 8 千円の増額。

4 節の「和室使用料」の 1 3 万 4 千円の増額は、11 月末実績による件数の増加に伴う増額です。

4 款 1 項 1 目 1 節「前年度繰越金」は、5 5 2 万 2 千円の計上です。

8 ページをお願いします。

6 款 1 項 1 目 1 節「財政調整基金繰入金」は 6 2 2 万 7 千円減額、2 節「施設等整備基金繰入金」6 8 0 万 6 千円減額は、火葬手数料及び前年度繰越金等で財源の確保ができ、また歳出において入札減等があった為、繰入金全額を減額しました。

次に、9 ページ「歳出」をお願いします。

2款1項1目「一般管理費」の1節「報酬」25万3千円増額は、会計年度任用職員制度の導入において嘱託職員の職種が無くなることにより、嘱託職員は退職者の取扱いとなります。香南斎場組合嘱託員の任用、報酬及び勤務条件等に関する規則第19条に従い退職慰労金を計上しています。

2節「給料」、3節「職員手当等」、4節「共済費」の増額は、主に人勤による増額です。

13節「委託料」390万円の減額は、主に入札減の計上ですが、和室清掃料9万9千円増額は歳入の和室清掃料に伴う増額計上となっています。

25節「積立金」財政調整基金積立金280万円増額は、地方財政法第七条により、前年度繰越金の2分の1をくだらない金額を計上しています。

施設等整備基金積立金390万円増額は、歳入の火葬手数料増額分、歳出の入札減額分等を持って積立金に充てています。

2目「火葬場費」1節「報酬」嘱託職員78万7千円増額は、1款の報酬で説明いたしました嘱託職員2名の退職金を計上しています。

13節「委託料」161万2千円減額は、随時契約及び入札減による金額を計上しています。

15節「工事請負費」火葬炉設備補修工事586万8千円減額は、9月に完了しました工事实績残額の計上です。

10ページ、予備費は3万7千円増額の計上です。

以上で、令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

北本議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号「令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙

願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって議案第 8 号「令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第 15、同意第 1 号「監査委員の選任に同意を求めることについて」を議題と致します。

西川議員は、一旦ご退室願います。

(西川議員 退場)

それでは、執行部の説明を求めます。清藤組合長。

清藤組合長

13 ページをお開きください。

同意第 1 号、監査委員の選任に同意を求めることについてでございます。

住所は南国市岡豊町笠ノ川 4 1 9 - 4。氏名西川潔。生年月日は昭和 26 年 2 月 1 日でございます。

以上です。

北本議長

執行部の説明が終わりました。

同意第 1 号は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決に移りたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって、同意第 1 号「監査委員の選任に同意を求めることについて」は原案のとおり同意されました。

(西川議員 再入場)

新しく監査委員に就任されました西川潔君は就任の挨拶をお願いします。

西川議員

監査委員に選任をしていただきました西川でございます。どうかよろしく願いいたします。

北本議長

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回香南斎場組合議会（定例会）を閉会致します。

（閉会 午後4時54分）